

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(洪水・内水はん濫)

豊中市の浸水ハザードマップによると、市の南部地域において、2 m以上5 m未満の浸水が予想されている。また、市域に広く分布する形で、内水はん濫による浸水が予想されている。

(津波)

豊中市の浸水ハザードマップによると、市の最南部において、0.01 m以上1 m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害)

豊中市の土砂災害ハザードマップによると、市域に47箇所の土砂災害特別警戒区域等が点在しており、集中豪雨等の影響を受けて、土砂災害が生じる恐れがある。

(地震)

豊中市のわが家の防災マップによると、豊中市域に大きな影響を及ぼす主な直下型地震として、上町断層帯地震、六甲・淡路島断層帯地震があり、共に、全域で震度6弱以上、一部の地域で震度7の強い揺れが予想されている。

(その他)

豊中市内に水害を及ぼす可能性のある河川は、国管理河川である淀川と猪名川、府管理河川である神崎川、千里川、天竺川、兎川、箕面川、高川、旧猪名川がある。気候変動に伴う地球温暖化の影響で、集中豪雨が頻発化しており、急激な水位上昇が懸念される。

また、豊中市は内陸に位置している影響もあり、夏は猛暑日になることも多い。

(感染症)

豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年3月）によると、強毒性の新型インフルエンザ等が発生した場合の被害想定として、流行期間約8週間の間に、罹患者数約98,000人、受診患者数約77,000人、入院患者数約1,600人、死亡者数約500人を推計している。また、新型コロナウイルス感染症に準ずる感染症の発生の場合は、数年といった長期にわたる被害が想定される。

2) 商工業者の状況

・事業者数 13,180者<出典：令和3年経済センサス-活動調査>

※産業大分類別 卸売・小売業 2,614 医療・福祉 1,725
不動産業・物品賃貸業 1,559
宿泊業・飲食サービス業 1,480
製造業 1,182 その他 4,620

うち小規模事業者数 9,184者

<出典：令和3年経済センサス活動調査をもとに独自集計>

3) これまでの取組

＜豊中市の取組＞

- ・豊中市地域防災計画の策定
- ・全市一斉防災訓練の実施
- ・災害用備蓄物資の確保
- ・浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、わが家の防災マップ等の発行
- ・デジタルハザードマップ及びマイ・タイムライン作成支援ツールの提供
- ・「総合ハザードマップ」の全戸配布
- ・防災アドバイザーの派遣、防災市民講座、防災出前講座の実施
- ・豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・豊中市感染症予防計画の策定

＜豊中商工会議所の取組＞

- ・BCP策定セミナー・企業防災セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険（株）と連携した損害保険への加入促進
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画（BCP）策定支援
- ・防災備品（非常食、防災・復旧用品、保護・救援用品、マスク、消毒液等）を備蓄
- ・ライフラインベンダー（緊急時開放備蓄型自動販売機）の設置ならびに紹介サービス
- ・平成30年に発生した大阪北部地震、台風21号、台風24号における被災状況のヒアリングと相談窓口の開設、支援施策の情報発信
- ・大阪府商工会議所連合会にて「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議
- ・大阪880万人訓練に合わせたBCP実行訓練
- ・新型コロナウイルス特別経営相談窓口の開設・各種相談対応・関連情報提供等
- ・医療用マスク・一般マスクの会員企業向け斡旋

② 課題

- ・災害時における事業者の被害状況については、豊中商工会議所が電話や訪問等により集約し、豊中市産業振興課に報告するフローになっているが、全体を把握しにくい状況となっている。
- ・豊中商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・現状では、感染症対策に係る緊急時の取組について豊中市と豊中商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。

③ 目標

- ・実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ100事業者
（令和7年度：5事業者、
令和8年度：10事業者、
令和9年度：20事業者、
令和10年度：30事業者、
令和11年度：35事業者）
- ・実施期間中における災害リスクや感染症流行関連リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標：延べ20,000事業者
（令和7年度：4,000事業者
令和8年度：4,000事業者
令和9年度：4,000事業者）

令和10年度：4, 000事業者

令和11年度：4, 000事業者)

- ・自然災害の発災時における連絡体制を円滑に行うために構築した、豊中商工会議所と豊中市との間における被害情報報告・共有ルートや、発災後の速やかな復興支援策を行うために構築した組織内における体制、関係機関との連携体制について、必要に応じて改善、見直しを行う。
- ・感染症の発生時においても、自然災害と同様に対策するために、豊中商工会議所と豊中市との間における被害情報報告・共有ルートや、組織内の体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

豊中商工会議所の事業継続計画の有無：有（簡易版）

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・豊中商工会議所と豊中市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

１）事前の対策

- ・平成24年に締結した「豊中市と豊中商工会議所との災害時等における連携協力に関する基本協定書」、平成26年に豊中市が策定した「豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画」および令和6年3月に豊中市が策定した「豊中市感染症予防計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・事業所を訪問しての経営指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新興・再興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応するよう事業者に周知する。
- ・新興・再興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対し、マスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、

I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援施策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・大阪府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する東京海上日動火災保険（株）の協力を得て、同社が提供する簡易版 BCP 様式での策定支援
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援

c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱以上の地震）が発生したと仮定し、豊中市と豊中商工会議所との連絡ルートの確認等を行う（その他訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・豊中商工会議所は、令和 8 年度末までに詳細版事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・連携する東京海上日動火災保険（株）にセミナーの講師派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測し辛いこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

g) フォローアップ

豊中市防災担当部局（危機管理課）・健康部局（健康危機対策課）・商工担当部局（産業振興課）と豊中商工会議所とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に 1 回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を豊中商工会議所と豊中市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の

手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、豊中市新型インフルエンザ等対策本部の方針に従い豊中商工会議所による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・豊中商工会議所と豊中市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により豊中商工会議所と豊中市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週に1回共有する
4週間～3ヶ月	1ヶ月に1回共有する
3ヶ月以降	3ヶ月に1回共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・豊中商工会議所と豊中市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・豊中商工会議所と豊中市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて当会議所又は当

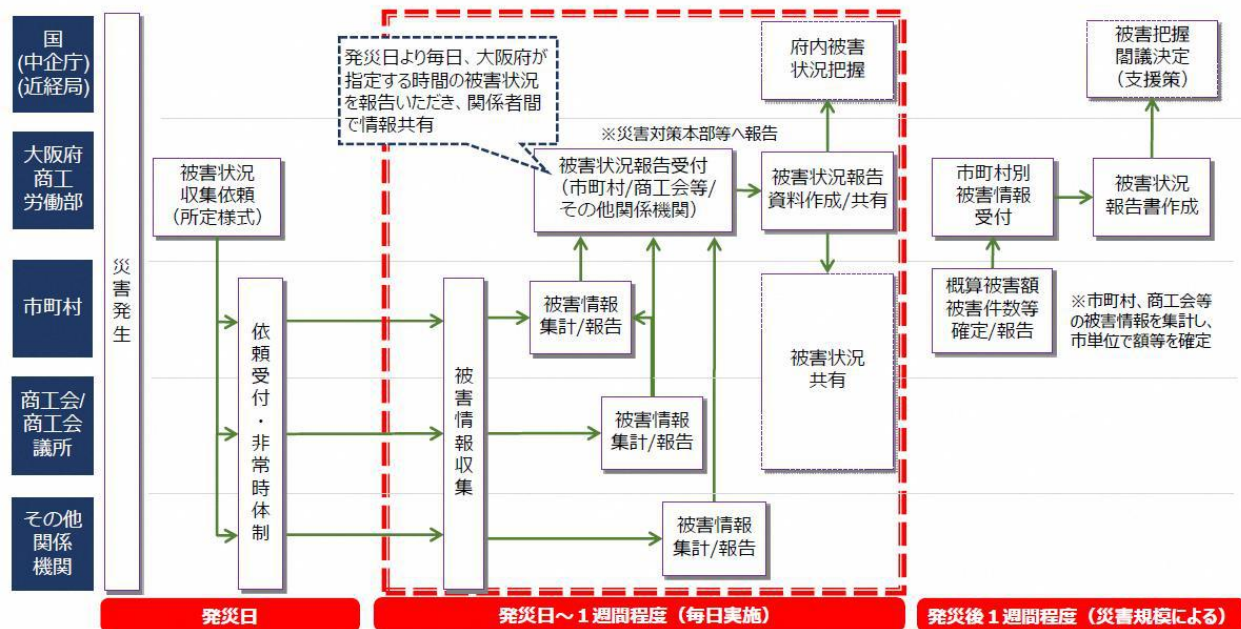
市より大阪府へ報告する。

- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて豊中商工会議所又は豊中市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、豊中市と豊中商工会議所で相談・決定する。（豊中商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、豊中市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府等に相談する

と共に、他の地域からの応援派遣等について当会議所も所属する大阪府商工会議所連合会の「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づいて要請する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制									
(令和 6 年 1 2 月現在)									
① 実施体制 （商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）									
<table border="1"> <tr><td>豊中商工会議所</td></tr> <tr><td>事務局長</td></tr> <tr><td>法定経営指導員 3 名</td></tr> <tr><td>その他経営指導員 3 名</td></tr> <tr><td>一般職員 5 名</td></tr> </table>	豊中商工会議所	事務局長	法定経営指導員 3 名	その他経営指導員 3 名	一般職員 5 名	 豊中市 産業振興課 	<table border="1"> <tr><td>豊中市 危機管理課</td></tr> <tr><td>(感染症) 豊中市 健康危機対策課</td></tr> </table>	豊中市 危機管理課	(感染症) 豊中市 健康危機対策課
豊中商工会議所									
事務局長									
法定経営指導員 3 名									
その他経営指導員 3 名									
一般職員 5 名									
豊中市 危機管理課									
(感染症) 豊中市 健康危機対策課									
② 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ○当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 林 正義、仲村 健司、葛本 昇平（連絡先は⑨参照） ○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）									
③ 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ○商工会／商工会議所 豊中商工会議所 中小企業相談所 〒561-0884 豊中市岡町北 1 丁目 1－2 TEL：06-6845-8001 / FAX：06-6857-0474 E-mail： shien@ooaana.or.jp ○関係市町村 豊中市役所 都市活力部 産業振興課 〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1－1 TEL：06-6858-2187 / FAX：06-4865-2058 E-mail： sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp 豊中市役所 都市経営部 危機管理課 〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1－1 TEL：06-6858-2683 / FAX：06-6858-2667 E-mail： kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp 豊中市役所 健康医療部 健康危機対策課 〒561-0881 豊中市中桜塚 4 丁目 1 1－1 TEL：06-6152-7310 / FAX：06-6152-7328 E-mail： kenkoukiki@city.toyonaka.osaka.jp									

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【豊中商工会議所】

(単位 円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩必要な資金の額	870,000	870,000	870,000	870,000	870,000
・ 専門家派遣費	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
・ セミナー開催費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
・ パンプ、チラシ作製費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・ 防災・感染症対策費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、豊中市補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【豊中市】

(単位 円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩必要な資金の額	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
・ セミナー開催費(講師謝金)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. <u>東京海上日動火災保険(株)</u> 取締役社長 城田 宏明 大阪北支店 課長 岡島 純世 本社 〒100-8050 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 大阪北支店 〒560-0082 大阪市中央区高麗橋三丁目5番12号淀屋橋東京海上日動ビルディング5階 TEL : 06-6203-0632 FAX : 050-3385-6644 2. <u>大阪府商工会連合会</u> 〒540-0029 大阪府大阪市中心区本町橋2番5号マイドームおおさか6階 TEL : 06-6947-4340 FAX : 06-6947-4343 Eメール : shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
1. <u>リスクファイナンスセミナー、BCPワークショップの開催</u> 以下の項目を取り上げ、災害事例を通じたリスクファイナンスについて理解していただく。 ・企業を取り巻く環境変化と BCP の必要性 ・大阪府、豊中市を取巻く自然災害 ・自然災害シミュレーション ・「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画」の作成と解説 ・事業継続力強化計画認定申請について ・ビジネス総合保険の解説 2. <u>事業継続計画(BCP)策定支援事業</u> BCP策定の専門知識を持った専門家による事業継続計画(BCP)策定の個別支援を行う。 ① 【簡易版】事業継続計画(BCP)策定支援 “地震”の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応(安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など)の確立に重点を置いた簡易版のBCP策定を支援する。 ② 事業継続計画(BCP)策定支援 事業を取り巻く脅威とその脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制(情報収集、広報、予算管理など)や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応(安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など)の確立に重点を置いたBCP策定を支援する。 ③ 事業継続計画(BCP)ブラッシュアップ支援 策定済みのBCPをブラッシュアップ(内容の見直し、訓練の実施など)するための支援をする。

④ 事業継続計画（BCP）拡充支援 ～訓練・演習実施支援～ 策定済みの BCP に基づき、発災直後の初動対応及び復旧対応について、有効性を検証するための訓練または演習（机上・実動）実施の支援を行う。 ⑤ 事業継続計画（BCP）拡充支援 ～認定・認証取得支援～ レジリエンス認証などの事業継続に関する認証・認定を取得するために必要な支援（審査基準の解説、面接審査のポイント説明、申請手続きなど）を行う。 ⑥ 事業継続計画（BCP）拡充支援 ～感染症 BCP 対策支援～ 新型インフルエンザ等感染症を対象とし、事業継続・事業復旧へ繋げることを目的とした感染症 BCP 対策に重点を置いた付加文書の作成を支援する。 ⑦ 事業継続計画（BCP）拡充支援 ～大規模イベント対策支援～ 大阪・関西万博などの大規模イベントによる公共交通機関や道路交通網の混乱、人流や物流への影響を想定した BCP 対策に重点を置いた付加文書の作成を支援する。 ⑧ 事業継続計画（BCP）拡充支援 ～IT-BCP 対策支援～ 事業を継続するうえで必要不可欠な情報資産を保護するための BCP 対策（バックアップやアナログ対応への移行など）に重点を置いた付加文書の作成を支援する。
連携して事業を実施する者の役割
1. <u>豊中商工会議所が主催する「リスクファイナンスセミナー、BCP ワークショップ」への講師派遣</u> …東京海上日動火災保険（株）は豊中市に北摂支社があり、団体保険を通じて豊中商工会議所との事業連携を行っている。事業継続力強化支援においては保険制度を活用したリスクファイナンスでノウハウを持ち、セミナー・ワークショップでも数多くの講演実績がある。当社と連携することで BCP に関心のある小規模事業者へ策定の啓発、リスクファイナンスの強化を図ることが可能となる。また、事業継続計画（BCP）策定の個社支援に繋げることも可能となる。 2. <u>豊中商工会議所・豊中市を通じた「事業継続計画（BCP）策定」相談者に対する専門家派遣</u> …大阪府商工会連合会は事業継続計画（BCP）策定支援制度で豊中商工会議所と事業連携しており、BCP 策定に関する専門的知識を有した専門家を無料で派遣することができる。BCP 策定支援メニューでは 8 つのコースを用意しており、簡易なレベルから認証取得および情報の更新（付加）まで幅広い相談案件に対応することが可能となる。また、必要に応じて東京海上日動火災保険（株）とも連携し、BCP 策定支援および事業継続力強化計画認定支援に向けた支援も行う。

連携体制図等

1.

